

民生環境常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第80号 令和6年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中 3款 民生費 4款 衛生費	全部 全部	

議案第86号 八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第87号 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第88号 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第90号 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第91号 八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

● 委員派遣について

議案第86号 八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに配置すべき常勤の職員について柔軟な配置を可能とするとともに、その他所要の整備をするためのもの。

2 改正する条例

八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例

3 改正の概要

地域包括支援センターの職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法（非常勤職員）によることを可能とする。この場合であっても、2人以上の常勤の専門職の配置が必要なことを規定する。

改正後	現行
3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する3人の専門職。 地域包括支援センター運営協議会が認める場合は、非常勤職員を配置することを可能とする。ただし、2人以上は常勤の専門職とする。	3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する <u>3人の常勤の専門職</u>

配置すべき専門職 (1)保健師
(2)社会福祉士
(3)主任介護支援専門員

4 施行期日
公布日

- 議案第 87 号 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 88 号 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 89 号 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 90 号 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正する条例

- (1) 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
- (4) 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正理由

国の基準府令等の一部改正に伴い、本市においても八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正を行うもの。

3 改正の内容

- ① 職員配置基準の改正（(1)～(4)）

各教育・保育施設等において従事する職員等の配置基準を改正する。

	改正前	改正後
満3歳以上満4歳未満児	おおむね20人につき1人以上	おおむね15人につき1人以上
満4歳以上児	おおむね30人につき1人以上	おおむね25人につき1人以上

- ② 母子生活支援施設の施設長が策定する自立支援計画の策定時において、年齢、発達の状況その他の母子の事情に応じ意見聴取その他の措置を講ずる。（(1)）
- ③ 「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める他所の改正を行う。（(1)）
- ④ 規定の整備を行う。（(4)）

4 施行期日

公布の日

5 経過措置

職員の配置の状況に鑑み、教育・保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の職員配置基準の規定は、適用しない。この場合において、改正前の職員配置基準の規定は、条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第91号 八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の減額に係る基準を緩和するためのものである。

2. 改正内容

(1) 課税限度額の改定（第3条関係）

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円（現行：22万円）に引き上げる。

令和6年度 国民健康保険税		基礎課税額 (医療分)	後期高齢者 支援金等課税額	介護納付金課税額 (40歳以上65歳未満)
所得割額	課税標準額×税率	8.0%	2.4%	2.3%
均等割額	被保険者 1人あたり	23,000円	7,000円	8,000円
平等割額	1世帯あたり	25,000円	8,000円	9,000円
課税限度額 (世帯の1年間の上限額)		65万円	24万円	17万円

(2) 保険税の軽減措置に係る基準の改定（第24条第1項関係）

国民健康保険税の軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘ずべき金額を次の表のとおり改める。

軽減 割合	軽減判定所得	
	現行	改正後
7割	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下	※改正無し
5割	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} + 29万円 × 被保険者等の数 以下	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} + 29万5千円 × 被保険者等の数 以下
2割	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} + 53万5千円 × 被保険者等の数 以下	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} + 54万5千円 × 被保険者等の数 以下

3. 施行期日等

- ・ 公布の日から施行する。
- ・ 改定後の課税限度額、軽減判定所得基準額については、令和6年度分からの保険税について適用する。